

議案第 48 号

守谷市公告式条例の一部を改正する条例

守谷市公告式条例（昭和 30 年守谷町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「次の各号に掲げる」を「市庁舎前の」に改め、同項各号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

（守谷市都市公園条例の一部改正）

2 守谷市都市公園条例（昭和 57 年守谷町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項中「第 2 条第 2 項各号に掲げる」を「第 2 条第 2 項に規定する」に改める。

平成 25 年 9 月 4 日 提 出

守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日 原案 決

提案理由（議案第48号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、公告式に係る事務の効率化を図るため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市公告式条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に市長が署名しなければならない。</p> <p>2 条例の公布は、<u>市庁舎前の</u> 掲示場に掲示して行う。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に市長が署名しなければならない。</p> <p>2 条例の公布は、<u>次の各号に掲げる</u> 掲示場に掲示して行う。</p> <p><u>(1) 市役所前掲示場</u></p> <p><u>(2) 高野公民館前掲示場</u></p> <p><u>(3) 大野小学校前掲示場</u></p> <p><u>(4) 文化会館前掲示場</u></p> <p><u>(5) 保健センター前掲示場</u></p>

守谷市都市公園条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(工作物等を保管した場合の公示の方法等)</p> <p>第17条 法第27条第5項の規定による公示は、守谷市公告式条例（昭和30年守谷町条例第6号）<u>第2条第2項</u>に規定する 掲示場に掲示することによって行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(工作物等を保管した場合の公示の方法等)</p> <p>第17条 法第27条第5項の規定による公示は、守谷市公告式条例（昭和30年守谷町条例第6号）<u>第2条第2項各号</u>に掲げる 掲示場に掲示することによって行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>